

重要事項説明書

この「重要事項説明書」は、健康保険法第 88 条ならびに厚生労働省告示第 74 号、75 号の規定に基づき、指定訪問看護サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

訪問看護ステーションかぐやひめ

1、事業者の表示について

(1) 法人名	合同会社アイグルー
(2) 代表者氏名	新銀 茂
(3) 法人所在地	〒673-0521 兵庫県三木市志染町青山1丁目5-13
(4) 電話番号等	TEL 0794-88-8812 Fax 0794-88-8814
(5) 他の事業	障害福祉サービス（就労継続支援B型事業,指定居宅介護事業、指定重度訪問介護事業、同行援護）
(6) 設立年月日	平成24年12月

2、事業所の表示について

(1) 事業所種類	指定訪問看護事業、指定予防訪問看護
(2) 事業所名称	訪問看護ステーションかぐやひめ
(3) 事業所所在地	〒673-0521 三木市志染町青山1丁目5番13号
(4) 電話番号等	TEL 0794-88-8812 Fax 0794-88-8814
(5) 管理者	看護師 岡田 明子
(6) 開設年月日	令和5年 4月15日
(7) 事業の目的	健康保険法に基づき、指定訪問看護の適切な運営及び、利用者に対する適切な指定訪問看護を提供することを目的とします。
(8) 事業所運営方針	ステーションは、訪問看護の提供により、利用者が生活の質を確保し、健康管理及び日常生活活動の維持、回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅療養ができるよう努めます。
(9) 事業実施地域	兵庫県三木市、小野市、加東市、西脇市、加西市、加古川市 神戸市西区

3、営業日、サービス提供日及び職員体制

(1) 営業日及び営業時間

営業日・・・通常月曜日から金曜日。ただし、12月29日から1月3日は休業とします。

営業時間・・・午前9時から午後5時までとします。

(2) サービス提供日及び時間

営業日及び営業時間と同じです。

(3) 事業所の職員体制

管理者 看護師 岡田 明子

職種	員数	業務内容	体制
管理者	1名	事業所の管理、運営訪問看護利用者様の環境調整、関係機関と連絡調整、福祉サービス導入についての調整	常勤
訪問看護員	1名 10名	訪問看護計画に基づくサービス提供	常勤 非常勤

4、提供するサービス内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
訪問看護計画の作成	主治の医師の指示に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画書を作成します。
訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。

	<p>具体的な訪問看護の内容</p> <p>①療養上の世話</p> <p>②診療の補助</p> <p>③リハビリテーションに関すること</p> <p>④精神症状の悪化や憎悪を防ぐこと</p> <p>⑤ご家族の支援に関すること</p> <p>⑥社会資源の活用について</p>
--	--

(2) 看護職員の禁止行為

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ①利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類等の預かり
- ②利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑥その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用者負担額について

自立支援医療を利用することにより 1 割負担となりかつ世帯の所得水準に応じて負担上限額が決められます。サービス提供時間は、特に定めがない時は 30～90 分となります。

5、その他の費用について

交通費について・・・利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規定の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします。

*別紙料金表参照

6、利用負担額等の費用の請求と支払い方法について

(1) 利用者負担額その他の費用の請求方法等

①利用者負担額及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。

②上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 10 日までに利用者宛てにお届け（郵送）します。

(2) 利用者負担額、その他の費用の支払い方法等

①自立支援医療負担上限管理票と内容を照合のうえ、請求月の末日までにお支払い下さい。

現金支払い

②お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収証をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。（医療費控除の還付請求の際必要となることがあります。）

※利用者負担額及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2カ月以上遅延し、さらに相当期間を定めた催告にもかかわらず支払いがない場合には、サービス提供の提供を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

7、担当看護職員変更の場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当する訪問看護職員の変更を希望される場合は、下記相談担当者までご相談ください。

相談担当者氏名 岡田 明子

連絡先電話番号 079 - 488 - 8812

受付日時 平日9：00～17：00

※担当する看護職員は、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制等により、ご希望に添えない場合もありますことを予めご了承下さい。

8、サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、自立支援医療受給者証に記載された内容、及び健康保険証を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 主治の医師の指示に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「訪問看護計画」を作成します。なお、作成した「訪問看護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いいたします。
- (3) サービス提供は「訪問看護計画」に基づいて行ないます。なお、「訪問看護計画」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます。
- (4) 看護職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行ないます。

9、虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。
虐待防止に関する責任者 岡田 明子
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及する為の研修を実施しています。

10、秘密の保持と個人情報の保護について

(1) 利用者及びその家族に関する秘密の保持について

- ① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
- ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。
- ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

(2) 個人情報の保護について

- ① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。
- ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
- ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

11、緊急時の対応について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

(1) 主治医

氏名

所属医療機関名等

所在地

電話番号（勤務先及び携帯）

(2) 家族等連絡先

氏名及び続柄

住所

電話番号（自宅、勤務先及び携帯）

12、事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。また、利用者に対する指定訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

(1) 市町村

市町村名 兵庫県三木市

担当部・課名 健康福祉課 障害福祉課

電話番号 0794-82-2000

なお、事業者は、三井住友海上火災保険の損害賠償保険に加入しています。

13、身分証携行義務

訪問看護師は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

14、心身の状況の把握

指定訪問看護の提供に当たっては、訪問看護事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

15、サービス提供の記録

- (1) 指定訪問看護の実施ごとに、そのサービスの提供日、利用料等を、サービス提供の終了時に自立支援医療自己負担上限管理票により利用者の確認を受けることとします。
- (2) 指定訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービス提供の日から5年間保存します。
- (3) 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

16、衛生管理等

- (1) 看護職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 指定訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

17、指定訪問看護サービス内容の見積もりについて

このサービス内容の見積もりは、あなたの訪問看護計画に沿って、事前にお伺いした日常生活の状況や利用の意向に基づき作成したものです。

(1) 訪問看護計画を作成する者

氏名 岡田 明子 (連絡先 0794-88-8812)

(2) 提供予定の指定訪問看護の利用者負担額

*別紙 料金表にて説明いたします。

(3) その他の費用

①交通費 ……利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、
運営規定の定めに基づき、交通費の実費を請求いたします

*別紙料金参照

②医療機関受診の付添

③1.5時間を超える訪問 *別紙料金参照

④エンゼルケア

18、サービス提供に関する相談、苦情窓口

(1) 苦情処理の体制及び手順

(2) 苦情申立の窓口

当事業所が提供したサービスにおいて、相談、苦情がございましたら下記、事業所の窓口にお申し出下さい。

相談窓口	管理者 岡田 明子
苦情解決担当	副代表社員 新銀 輝子
相談方法	来所、訪問、電話、文書、FAX
相談対応時間	9:00~17:00
連絡先	電話 0794-88-8812
	FAX 0794-88-8814

【事業者の窓口】

事業者の担当部署 相談窓口	所在地	兵庫県三木市志染町青山1丁目5-13号
	電話番号	0794-88-8812
	受付時間	平日9:00から午後5:00

【市町村（保険者）の窓口】

三木市役所健康福祉部 障害福祉課	所在地	兵庫県三木市上の丸町10番30号
	電話番号	0794-82-2000
	受付時間	平日 9:00から午後5:00

【公的団体の窓口】

兵庫県国民健康保険団体 連合会	所在地	兵庫県神戸市中央区三宮町1丁目8番1-1801
	電話番号	078-332-9406
	Fax	078-332-9520
	受付時間	平日8時45分から午後5時

★24時間対応体制加算（1月につき6,400円）（例）1割負担の方は640円
→緊急訪問看護を必要に応じて受けることができる。ただし訪問させて頂いた場合の訪問時間に関わる費用は別途かかります。

*どちらかに○をお願い致します。

同意する・ 同意しない

19、重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和	年	月	日
-----------------	----	---	---	---

上記内容について、健康保険法第88条ならびに厚生労働省告示第74号、75号の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	兵庫県三木市志染町青山1丁目5-13
	法人名	合同会社アイグルー
	代表者名	代表社員 新 銀 茂 ⑩
	事業所名	訪問看護ステーションかぐやひめ
	説明者氏名	岡 田 明 子 ⑩

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	⑩

代理人	住所	
	氏名	⑩